

伊丹市地域生活支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活が営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図ることを目的とし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条の規定による地域生活支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(事業の内容)

第2条 市長は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 相談支援事業
- (2) コミュニケーション支援事業（別記1）
- (3) 日常生活用具給付事業（別記2）
- (4) 移動支援事業（別記3）
- (5) 地域活動支援センター事業（別記4）
- (6) その他障害者等の地域生活に対し支援する事業

ア. 福祉ホーム事業

イ. 訪問入浴サービス事業

ウ. 更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業

エ. 社会参加促進事業

- ・ スポーツ・レクリエーション教室開催事業
- ・ 点字、声の広報等発行事業
- ・ 自動車運転免許取得・改造助成事業（別記4）

オ. 日中一時支援事業

カ. 生活支援事業

- ・ 生活訓練等事業
- ・ その他生活支援事業（別記5）

2 前項(1)(2)(6)エ・カの事業は、厚生労働大臣が定める地域生活支援事業実施要綱（平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省通知）に基づき実施する。

(事業の委託等)

第3条 市長は、必要と認めるときは、前条に掲げる事業の全部若しくは一部を社会福祉法人、非営利法人等（以下「事業者」という。）に委託又は指定することにより実施することができるものとす。

(対象者)

第4条 事業を利用できる者は、市内に居住地を有する者で次の各号のいずれかに該当するものとす。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者であって、身体障害者手帳の交付を受けたもの
- (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者で兵庫県療育手帳制度要綱に基づき療育手帳の交付を受けたもの
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもの
- (4) 身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた児童若しくは兵庫県から療育手帳の交付を受けた児童
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。）第4条に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定め

るものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって十八歳以上であるもの
(6) 児童福祉法（昭和22年法律第146号）第4条第2項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第23号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童

(7) その他市長が特に必要と認める者

2 前項に規定するもののほか、法19条第3項に規定する特定施設入所障害者であって同項に規定する特定施設への入所に有した居住地が市内にあるもので、同項各号のいずれかに該当するものは地域生活支援事業を利用できる。

3 第1項の規定にかかわらず、住所地利例地が他の市町村の区域内である者は地域生活支援事業を利用できない。

(個人情報の保護)

第5条 第3条に基づき委託等を受けた事業者は、事業の実施にあたり個人情報保護に十分留意し、職務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(費用負担)

第6条 事業を利用する者は、別に定める費用を負担するものとする。

(細則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業に関し必要な事項は、市長が別に定める付則

付 則

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。
(伊丹市身体障害者・児及び知的障害者・児日常生活用具給付等事業実施要綱の廃止)
- 2 伊丹市身体障害者・児及び知的障害者・児日常生活用具給付等事業実施要綱（平成12年4月1日）は廃止する。
- 3 伊丹市障害児タイムケア事業実施要綱（平成17年7月1日）は廃止する。
(個別事業要綱の実施)
- 4 この要綱の他に個別事業に関する各事業要綱は経過措置として運用を継続する。
・伊丹市手話通訳者設置事業要綱（昭和63年4月1日）
・伊丹市要約筆記奉仕員派遣事業実施運営要綱（平成3年4月1日）
・伊丹市手話奉仕員派遣事業実施運営要綱（平成7年4月1日）
・伊丹市障害者訪問入浴サービス事業実施要綱（平成15年4月1日）
・伊丹市身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱（平成16年4月1日）

付 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成21年3月31日までに、この要綱による改正前の伊丹市地域生活支援事業実施要綱に基づいて実施された事業については、なお改正前の伊丹市地域生活支援事業実施要綱は効力を有する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成22年3月31日までに、この要綱による改正前の伊丹市地域生活支援事業実施要綱に基づいて実施された事業については、なお改正前の伊丹市地域生活支援事業実施要綱は効力を有する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の伊丹市地域生活支援事業実施要綱別表の規定は、平成24年4月1日以後の利用に係る利用料の負担金及び費用の請求について適用し、同日前の利用に係る利用者の負担金及び費用の請求については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別記4第2条第2号の改正規定及び別記4第5条第1項の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(別記1)

伊丹市障害者日常生活用具給付事業

(目的)

第1条 この事業は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具（以下「用具等」という。）を給付等することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の対象者は、市内に居住地を有する者で、重度の身体障害者等、知的障害者等、精神障害者又は難病等による障害を有する者であって、当該用具を必要とするものであり、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 入院していないこと。（用具等の給付により退院が可能となる者は、除く。）

(2) 施設等に入所していないこと。

(3) 自己の所有でない家屋に居住する者にあつては、当該家屋の所有者又は管理者から給付する用具等の設置につき承諾を得られること。

(用具等の種目)

第3条 この事業で給付する用具等の種目は、伊丹市日常生活用具給付ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に掲げるものとする。用具等は、厚生労働大臣が別に定める日常生活上の便宜を図るための用具であり、以下の三要件を満たす6種の用具をいう。

2 要件

(1) 安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの。

(2) 日常生活上の困難を改善し、自立を支援し社会参加を促進するもの。

(3) 製作や改良、開発にあつて障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般的に普及していないもの。

3 用具等

(1) 介護・訓練支援用具

特殊寝台や特殊マットなどの、障害者等の身体介護を支援する用具や、障害児が訓練に用いる椅子等であつて、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

(2) 自立生活支援用具

入浴補助用具や職算障害者用屋内信号装置等の、障害者等の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具であつて、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

(3) 在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器や盲人用体温計等の、障害者等の在宅療養等を支援する用具であつて、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

(4) 情報・意思疎通支援用具

点字器や人工喉頭等の、障害者等の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であつて、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

(5) 排泄管理支援用具

ストマポ装具等の障害者等の排泄管理を支援する衛生用品であつて、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

(6) 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

障害者等の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

(給付の基準)

第4条 用具の給付は、1世帯あたり同種目1件とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。

(1) 故障等の原因により、給付した用具を使用することが困難となった場合において、当該用具を修理することができないとき。

(2) 給付した用具が別に定める耐用年数を経過した場合において、新しい用具の給付が合理的又は効果的なものであると市長が認めるとき。

(3) その他市長が必要と認めるとき。

(費用の負担)

第5条 用具等の給付を受けた者又は扶養義務者に負担させるべき費用の額（以下「自己負担額」という。）は、当該対象者の属する世帯の前年の所得税額等に応じて決定するものとし、その額はガイドライン別表「徴収基準額表」の「徴収基準（月）額」の欄に定める額とする。

2 当該世帯の所得税額が4,173,000円以下である場合において、当該対象者が世帯主又は当該世帯における最多収入者であるときは、前項により算出した額の2分の1に相当する額をもつて自己負担額とする。

3 同一月内に同一世帯の2人以上の対象者が用具等の申請を行う場合は、当該対象者につき、自己負担額を算出するものとし、その額は、最初の者については前2項により算出した額とし、2人目以降の者については、いずれも、ガイドライン別表「徴収基準額表」の「加算基準（月）額」の欄に定める額とする。

4 毎年度のガイドライン別表「徴収基準額表」の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。

5 別に定める用具の限度額を超える額（以下「超過負担額」という。）は、対象者又はその扶養義務者の負担とする。

(給付等の方法)

第6条 用具等の給付は、現物給付とする。

2 用具等の給付は、業者に委託して行うものとする。

(申請)

第7条 用具等の給付を希望する者は、日常生活用具給付等申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

2 用具等のうち、居宅生活動作補助用具の給付を申請する者で自己の所有でない家庭に居住するものは前項の申請書に、住宅改修等工事承諾書（様式第2号）を添付しなければならない。

3 市長は、必要と認める場合は日常生活用具給付意見書（様式第2号の2）の提出を求めることができる。

(決定)

第8条 市長は、前条の申請を受理したときは、給付に関する要件を審査し、給付する者（以下「受給者」という。）を決定する。

2 市長は、前項の決定が用具等の給付であるときは、その経費について、委託業者からの見積書を徴するとともに、受給者及びその世帯員に関する調査を行い、第5条に基づく経費の負担分及び額を算定するものとする。

3 市長は、前項により用具等の給付を決定したときは、決定通知書（様式第3号）により、受給者に通知し、給付券（様式第4号）を交付するものとする。

4 市長は、用具等の給付を不承認としたときは、日常生活用具給付不承認通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(業者への通知)

第9条 市長は、用具等の給付を決定したときは、委託通知書（様式第6号）により委託業者に通知するものとする。

(自己負担金の支払)

第10条 受給者又はその扶養義務者は、委託業者から用具等の引き渡しを受けたときは（居宅生活動作補助用具にあっては、前条により市長が用具等の使用を承認したのち）第5条第2項により算定された自己負担金及び超過負担額を直接、業者に支払わなければならない。

2 自己負担金の支払期限は、当該日常生活用具を受ける者が業者より日常生活用具の引渡しを受けた日とする。

(費用の請求)

第11条 用具等の納入を完了した業者は、受給者又はその扶養義務者の受領印を受けた給付券を添付し、第5条第2項により算定された市費負担分にかかる経費を市長に請求するものとする。

(用具等の管理)

第12条 受給者又はその扶養義務者は、給付された用具等を、その目的に反し使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、改善された設備について、住居移転等の理由により、その処分を必要とするときは、この限りではない。

2 市長は、受給者等が前項の規定に反したときは、当該給付に要した費用の全部若しくはその一部を市に返還させることができる。

(台帳の整備)

第13条 市長は、用具等の給付の状況を明確にするため、日常生活用具等給付等台帳を整備しておくものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別にガイドラインとして定める。

(別記2)
伊丹市障害者移動支援（ガイドヘルプ）事業
（目的）

第1条 この要綱は、屋外での移動に困難がある障害者・児について、外出のために介護等の必要な便宜（以下「サービス」という。）を供与することにより、地域での自立生活及び社会参加を促進し、もって障害者・児の福祉の増進を図ることを目的とする。

（事業内容）

第2条 移動支援（ガイドヘルプ）事業（以下「事業」という。）を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の介護を行う。

（事業の実施）

第3条 事業は、別に定める伊丹市移動支援事業の支給基準ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）により実施する。

第4条 事業は、利用者の便宜の内容及び費用負担区分の決定を除き、ガイドラインの内容を満たす民間事業者等と契約により実施する。

（実施方法）

第5条 事業の運用は、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態で実施する。

（1）個別支援型 個別の支援が必要な場合のマンツーマンでの支援とする。

（2）グループ支援型 複数の障害者への同時支援及び屋外でのグループワーク、同一目的地・同一イベントへの複数人同時参加の際の支援とする。

（対象者）

第6条 事業の対象者は、次の各号の一に掲げる障害児・者であって、一定程度以上の障害の状態にある者で、市長が外出時に支援が必要と認めた者とする。

（1）身体障害者福祉手帳を所持する者

（2）療育手帳を所持する者

（3）精神障害者保健福祉手帳を所持する者

（4）難病等による障害を有する者

（事業者の指定）

第7条 事業を運営しようとする者（以下「事業者」という。）は、居宅介護など個別給付のサービスを行う指定事業者であり、事業を実施するには、移動支援事業指定申請書（様式第1号）・従事者名簿等を市長に提出し、あらかじめ当該事業の指定を受けなければならない。

第8条 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、指定書（様式第2号）により指定するものとする。

（指定を受けた事項の変更）

第9条 事業者は、前条第2項の規定により指定を受けた事項のうち、所在地の変更をしようとするときは、あらかじめ、移動支援事業変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

第10条 事業者は、前条第2項の規定により指定を受けた事項のうち、前項に規定する所在地以外の事項について変更又は廃止しようとするときは、あらかじめ、移動支援事業変更（廃止）届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（サービス提供者）

第11条 事業を実施する者を外出介護員（ガイドヘルパー）と呼び、ガイドラインに基づくサービスを行う。

第12条 外出介護員は、指定を受けた事業者者に勤務する従業者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 介護福祉士
- (2) 介護職員基礎研修の修了者
- (3) 居宅介護従事者養成研修1級・2級課程の修了者
- (4) 訪問介護員養成研修1級・2級課程の修了者
- (5) 行動援護従事者養成研修の修了者
- (6) 重度訪問介護従事者養成研修課程の修了者
- (7) 障害障害者外出介護従事者養成研修課程の修了者
- (8) 全身体障害者外出介護（移動支援）従事者養成研修課程の修了者
- (9) 知的障害者外出介護（移動支援）従事者養成研修課程の修了者

（利用の登録及び決定）

第9条 事業の利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、地域生活支援事業支給決定継続申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

第10条 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ登録の要否を決定し、移動支援事業決定（変更）通知書（様式第6号）により申請者に通知しなければならない。

第11条 第1項の規定にかかわらず、緊急を要すると市長が認めた場合には、申請書等の提出を待たず利用することができ。

（利用時間数等の決定）

第12条 事業を利用する時間数（実質サービス時間数とする。）・サービスの内容は、ガイドラインに基づき市長が決定する。

第13条 市長は、対象者について、定期的に事業の要否等を見直すこととする。

（利用時間）

第14条 事業は1日の範囲内で用務を終えるものであり、利用時間は次のとおりとする。

（1）昼間帯 午前8時から午後6時まで

（2）早朝・夜間帯 午前6時から午前8時まで及び午後6時から午後10時まで

（3）深夜帯 午前0時から午前6時まで及び午後10時から午前0時まで

（利用者負担）

第15条 事業を利用する際の費用の1月あたりの上限は、別表第1による。

第16条 費用負担は介護なしを基本とする。ただし、法に規定する障害福祉サービスの重度訪問介護・行動援護による支給決定を優先する

第17条 二人体制の介助が必要な者のサービス提供基準は、ガイドラインに基づき定める。

（利用者負担の決定及び費用の徴収）

第18条 事業の決定を受けた世帯（以下「利用者世帯」という。）は、利用に要した費用（以下「利用者負担額」という。）として別表第2の基準負担額表に規定する利用者負担額を負担するものとする。ただし、早朝・夜間帯においては利用時間数に25%を乗じて得た額、深夜帯においては利用時間数に50%を乗じて得た額を負担しなければならない。

第19条 第2項の規定により事業を実施する場合において、事業所の長は、前項に規定する利用時間に基づき、利用者世帯に請求するものとする。

第20条 事業所の長は、前項の利用者負担額を月単位で決定し、利用者世帯に請求するものとする。

（事業実施の単価）

第21条 事業を実施した単価は別表第2の基準負担額表の昼間時間帯基本単価による負担額として、早朝・夜間帯においては派遣時間数に25%を乗じて得た額を加算することとする。

（他事業との一体的・効率的運営）

第22条 市長は事業の運営にあたり、法に規定する自立支援給付その他の在宅福祉事業との連携を図るものとする。

（関係機関との連携）

第23条 市長は、常に相談支援事業所・健康福祉事務所・民生児童委員・障害者相談員・医療機

間等の関係機関との連絡を密にするとともに、事業所との連絡・調整を充分に行い、事業を円滑に実施しなければならない。

(登録の廃止等)

第17条 市長は、利用者世帯が次の各号のいずれかに該当する場合は、事業の登録を廃止又は停止することができる。

- (1) ガイドラインの規定により、利用対象要件に該当しなくなったとき。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、事業の登録が適当でないと市長が認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により事業の廃止又は停止を決定したときは移動支援事業利用登録廃止(停止)決定通知書(様式第7号)により、利用者世帯に通知しなければならない
- (帳簿の整備等)

第18条 事業所の長は、この事業を行うため、決定調書・移動支援事業提供実績記録票・利用者負担金収納簿その他必要な帳簿を整備しなければならない。

2 市長は、事業を適正に実施するため、事業者が行う派遣に関する業務の内容を定期的に調査し、必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は前2項の調査の結果、事業の機能が十分に果たすことができないと認められる場合は、事業の委託を取り消すことができるものとする。

(外出介護員の研修)

第19条 事業者は、外出介護員の採用等に当たっては採用時研修を行うほか、年1回以上の定期研修を実施するものとする。

(身分証明証の携行)

第20条 外出介護員は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行しなければならない。

(細則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、事業の登録に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市町村民税非課税で、サービスを利用するご本人の収入が8.0万円以下の方	0円
低所得2	市町村民税非課税	0円
一般	市町村民税課税世帯	37,200円

事業の定率負担は所得に応じて次の4区分の月額負担上限額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担はありません。

別表第2

○個別支援型 利用者負担額表 星間時間帯基本単価

単位：円

区分	介護無し		介護有り	
	基本単価	利用者負担	基本単価	利用者負担
利用時間 ～30分	820	80	1,340	130
～1時間	1,550	150	2,690	260
～1時間30分	2,330	230	3,780	370
～2時間	3,050	300	4,860	480
～2時間30分	3,780	370	5,950	590
～3時間	4,500	450	7,040	700
～3時間30分	5,230	520	8,130	810
～4時間	5,950	590	9,220	920
～4時間30分	6,680	660	9,990	990
～5時間	7,400	740	10,770	1,070

以後30分ごとに基本単価に70単位を加算、国の定める居宅介護報酬単価の甲地区分を適用する。

・早朝時間帯(午前6時から午前8時まで)、夜間時間帯(午後6時から午後10時)までは25%(四捨五入)に相当する額、深夜時間帯(午前0時から午前6時まで及び午後10時から午前0時)は50%(四捨五入)に相当する額

※グループ支援型は上表の7割(10円未満切捨て)とする。

(別記3)
伊丹市障害者地域活動支援センター事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、伊丹市障害者地域活動支援センター事業として、障害者等を通わせ、伊丹市の地域資源に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等の地域生活支援の促進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、伊丹市とする。

(実施方法)

第3条 この事業は、その全部又は一部を適切に運営ができると認められるに對し指定することにより実施するものとする。

(事業の内容等)

第4条 この事業は、創作的活動又は生産活動の機会の提供等を行うものとし、職員を2名以上(うち、1名を専任とする。)配置しているものとする。

2 前項の事業内容に加え、事業内容の強化を図るため次の各号に掲げる類型を設ける。

(1) 地域活動支援センターⅠ型

専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓蒙等の事業を実施する。なお、相談支援事業を併せて実施又は受託を受けていることを要件とし、前項の職員の配置に1名に加え、職員を3名以上(うち、2名以上を常勤とする。)とする。又、1日当たりの実利用人員が概ね20名以上とする。

(2) 地域活動支援センターⅡ型

地域において雇用・就労が困難な在宅障害者等に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施し、前項の職員の配置に1名に加え職員を3名以上(うち、1名以上を常勤とする。)とする。又、1日当たりの実利用人員が概ね15名以上とする。

(3) 地域活動支援センターⅢ型

前項の職員のうち1名を常勤とする。なお、地域の障害者のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られていることとする。又、1日当たりの実利用人員が概ね10名以上とする。

(指定事業者の登録)

第5条 市内において前条に掲げる事業を運営するため指定を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、前項の障害者地域活動支援センター事業指定登録申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の定款又は寄附行為

(2) 従業者の勤務体系及び勤務形態一覧表

(3) 利用者名簿及び利用形態一覧表

(4) 事業を実施する施設の平面図

(5) 利用者からの苦情を処理するのために講ずる措置の概要

(6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による書類の提出があったときは、申請者の事業実施能力及び施設の内容を十分審査し、指定が適当と認める場合につき、伊丹市障害者地域活動支援センター事業指定登録通知書(様式第2号)を交付するものとする。

3 指定登録を受けたもの(以下「指定事業者」という。)が、第1項の規定に関する書類の記載内容を変更、若しくは事業を廃止しようとするときは伊丹市障害者地域活動支援センター事業内

容変更(廃止)申出書(様式第3号)を市長に提出し、伊丹市障害者地域活動支援センター事業内容変更(廃止)承認書(様式第4号)により、市長の承認を受けなければならない。

4 他市町村において法第77条第4号に規定する地域活動支援センターとして指定しないしは設置承認を受けたものは設置者とみなし、次条以下の規定を適用する。

(指定事業者の責務)

第6条 指定事業者は、支援の開始に際して、あらかじめ利用者等に対し、利用者の利用の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付し説明を行い、この利用の開始について利用者の同意を得て、利用に関する契約を締結するものとする。

(対象者)

第7条 この事業の対象者は、伊丹市に居住地を有する身体障害者、知的障害者、精神障害者及び難病等による障害を有する者とする。

(申請及び決定)

第8条 事業の利用をしようとする障害者又はその家族(以下「利用者等」という。)は、伊丹市障害者地域活動支援センター事業利用申請書(様式第5号。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、その必要性を検討し、速やかに利用の要否を決定し、伊丹市障害者地域活動支援センター事業利用決定(却下)通知書(様式第6号)により利用者等に通知するものとする。

(指定事業者への依頼)

第9条 前条の規定により利用を決定した場合は、伊丹市障害者地域活動支援センター事業利用依頼書(様式第7号)により、指定事業者に通知するものとする。

(利用取消)

第10条 第7条の規定により決定された利用者等が次に掲げる場合において、この利用決定を取り消すことができる。

(1) 利用決定に係る障害者等が、この事業を利用する必要がなくなつたと認めるとき。

(2) 利用決定した障害者等が、本市に住所を有しなくなつたとき。

(3) 利用者等が利用の要否に係る調査に応じないとき。

(4) 利用者等が利用に関し虚偽の申請をしたとき。

2 前項の規定により利用を取り消した場合は、伊丹市障害者地域活動支援センター事業利用決定取消通知書(様式第8号)により通知するものとする。ただし、同項第2号の規定により取り消した場合は除く。

(事業費)

第11条 市長は、指定事業者に対し、別表に掲げる対象経費の実支出額(当該事業に係る寄附金その他の収入があるときは、その寄附金その他の収入額を控除した額)と同表に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を事業費として補助するものとする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切捨てるものとする。

(事業費の交付申請)

第12条 補助金の交付を受けようとする設置者は、申請書に地域活動支援センター事業計画書、収支予算書抄本を添えて、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(事業費の交付決定)

第13条 市長は交付申請のあった場合、関係書類を審査し、必要に応じて実施調査を行うなど内容について検討したうえ、速やかに補助の可否を決定し、指定事業者あてに通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定にあたり、必要な条件を付することができる。

(事業費の請求、交付)

第14条 前条の規定により交付決定を受けた指定事業者は、伊丹市障害者地域活動支援センター事業費請求書(様式第9号)に伊丹市障害者地域活動支援センター事業利用実績記録票(様式第

- 10号)を添えて、市長に給付費の請求をするものとする。
- 2 事業費の交付は、設置者から利用実績があった月の翌月10日までに請求がなされた分について、翌々月末日までに行うものとする。
- (伊丹市小規模作業所補助金交付要綱の準用)
- 第15条 伊丹市小規模作業所補助金交付要綱第9条から第14条の規定は、事業費の交付について準用する。この場合において、「団体」とあるのは、「設置者」と読み替える。
- (費用負担)
- 第16条 利用者等は、事業に要する費用のうち指定事業者から負担を求められるものに対しては、直接、指定事業者を支払うものとする。
- (守秘義務)
- 第17条 指定事業者は、利用者等の身上及び家族に関して知り得た秘密を守らなければならない。
- (施行細則)
- 第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

別表

1 対象経費	2 算定基準額
事業を実施するために必要な次の経費	次の1～4の合計額
センター1 か所あたりの基本運営費補助	1. 事務費 A 80,000円×開設月数 2. 事務費 B (イ) 平均初日在籍人員が5人以上8人未満で、かつ職員が1名の場合 205,262円×1人(指導員)×開設月数 (ロ) 平均初日在籍人員が5人以上16人未満で、かつ職員が2名の場合 205,262円×2人(指導員)×開設月数 (ハ) 平均初日在籍人員が16人以上でかつ職員が3名の場合 205,262円×3人(指導員)×開設月数 3. 事業費 12,495円×初日在籍延人員 4. 交通費加算利用者の交通費 月額のうち8,000円を超過する額の1/2
センター1 か所あたりの基本運営費補助	60,000円×開設月数
センター1 か所あたりの基本運営費補助	次の1～3により算出された額に、第6条の対象者の初日在籍延人員を乗じて得た額を当該センター1初日在籍延人員で除して得た額に4を加えた額
センター1 か所あたりの基本運営費補助	1. 事務費 A 80,000円×開設月数 2. 事務費 B (イ) 平均初日在籍人員が5人以上8人未満で、かつ職員が1名の場合 205,262円×1人(指導員)×開設月数 (ロ) 平均初日在籍人員が5人以上16人未満で、かつ職員が2名の場合 205,262円×2人(指導員)×開設月数 (ハ) 平均初日在籍人員が16人以上でかつ職員が3名の場合 205,262円×3人(指導員)×開設月数 3. 事業費 12,495円×初日在籍延人員 4. 交通費加算利用者の交通費 月額のうち8,000円を超過する額の1/2

借上費補助

センター事業に直接使用する建物、敷地の賃借料

60,000 円×開設月数

(ただし、市内に設置するセンターに限る。なお、市内在住者の平均初日在籍人員が5人未満の場合は、60,000 円に第6条の対象者の初日在籍延人員を乗じて得た額をセンター初日在籍延人員で除して得た額に開設月数を乗じて得た額とする。)

備考

別表中初日在籍人員の算定においては、各月平均5日以上又は年間60日以上利用している者を算定対象とし、70歳以上の利用者は含まない。

(別記4)

伊丹市障害者日中一時支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする。

(対象者)

第2条 この日中一時支援事業（以下「事業」という。）の対象者は、市内に居住地を有する障害者等であつて、障害者等を日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要なもの、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第8項に規定する短期入所の支給決定を受けた者

(2) 法第5条第16項に規定する共同生活援助の支給決定を受けている者のうち市内の共同生活住宅においてサービスを受けている者

(3) その他市長が特に必要と認める者

(事業の実施)

第3条 事業は、適切な事業運営を行うことができる社会福祉法人等と委託により実施する。

(事業の内容)

第4条 事業は、障害者支援施設・障害福祉サービス事業所等（以下「支援施設等」という。）において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な世話とする。

2 事業を利用している時間は、居宅介護サービス等その他の障害福祉サービス等は利用できない。（事業者の指定）

第5条 事業を運営しようとする者（以下「事業者」という。）は、指定短期入所の事業を行う者ならびに市内に共同生活住宅を有し、かつ本市が共同生活援助の支給決定を行った者が当該住宅を利用している場合の指定共同生活援助の事業を行う者であつて、事業を実施するには、日中一時支援事業指定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、あらかじめ当該事業の指定を受けなければならない。

(1) 申請者の定款又は寄附行為

(2) 従事者名簿、従事者の勤務形態

(3) 事業所の平面図及び設備の概要

(4) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

(5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を十分審査のうえ、日中一時支援事業指定登録通知書（様式第2号）により指定するものとする。

3 第1項にもかかわらず、平成18年9月30日までの間に本市が実施する緊急一時保護者制度の保護者であつた者及び平成21年3月31日までに本市の指定を受けた事業者はなお従前のとおり事業を実施できるものとする。

(指定を受けた事項の変更等)

第6条 事業者は、前条の規定により指定を受けた事項のうち、第1項の規定に関する書類の記載内容の変更若しくは事業を廃止しようとするときは、日中一時支援事業内容変更（廃止）届（様式第3号）を市長に届け出るものとする。

2 事業者は支援の開始に際して、あらかじめ利用者等に対し、利用者支援の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、この利用に開始について利用者の同意を得て、利用の契約を締結するものとする。

(利用定員及び職員等の配置等)

第7条 利用定員及び職員等の配置基準については、支援施設等が適切なサービス提供が行えることができるよう市長が認めた場合に委託することとする。

(利用申請)

第8条 事業を利用しようとする障害者等は、地域生活支援事業支給決定継続申請書（様式4号）を市長に提出するものとする。

(利用決定等)

第9条 市長は前項の申請を受理した時は、その内容を審査し、利用の可否を決定し、その旨を伊丹市障害者日中一時支援事業利用決定（却下・取消）通知書（様式5号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の決定を取り消すことができる。

(1) 利用者が市外に転出したとき

(2) 利用者が虚偽の申請その他不正な手段により利用の決定を受けたとき

(3) 前条に規定する利用料を滞納したとき

(利用期間等)

第10条 第4条第1項の利用は、原則として1月につき7日以内とする。ただし、市長がやむを得ない事由があるとき、必要最小限の範囲で延長することができる。また、利用は、宿泊を伴わない1日のうち一定時間帯（日中）で利用を行うことができる。

(利用者の負担)

第11条 利用の決定を受けた者は、利用するサービスに伴い別表2の1～2に定める額を利用料として市長から委託を受けた事業者を支払わなければならない。

2 前項に規定する利用料のほかに、提供されるサービスに要する費用のうち昼食、送迎サービスに係る費用は、利用者が負担しなければならない。

3 市長は、利用者及びその属する世帯が生活保護法（昭和24年法律第144号）に基づく生活扶助又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付を受けている世帯および市町村民税非課税世帯にあつては、利用料の全額を免除する。

(費用の請求)

第12条 事業者は別表1の1～2に定める委託単価から利用料を差し引いた残りの額を市長に請求するものとする。

(帳簿の整備等)

第13条 事業者は、利用期間中の障害者の生活状況を明らかにできる記録を整備しておくものとする。

2 市長は、事業を適正に実施するため、事業者が行う業務の内容を定期的に調査し、必要な措置を講ずるものとする。

(守秘義務)

第14条 事業者は、利用者等の身上及び家族に関して知り得た秘密を守らなければならない。

(関係機関との連携)

第15条 市長は、この事業の目的を達成するため、関係行政機関・関係団体等と緊密に連携を図り、この事業の円滑な推進に努める。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

別表1
(単位:円)

1. 要綱第4条第1項 障害者支援施設等で実施する場合

程度区分	基本単位	契約単価	4時間未満 ×25/100	4時間以上8 時間未満 ×50/100	8時間以上 ×75/100
区分6	882	10,90	2,400	4,800	7,210
区分5	750	9,613	2,040	4,080	6,130
区分4	619	8,175	1,680	3,370	5,060
区分3	557	6,747	1,510	3,030	4,550
区分2	486	5,297	1,320	2,640	3,970
区分1	486	5,297	1,320	2,640	3,970
療養介護対象者	2,380	25,942	6,480	12,970	19,450
遷延性意識障害者等	1,388	15,129	3,780	7,560	11,340

(児童の場合)

程度区分	基本単位	契約単価	4時間未満 ×25/100	4時間以上8 時間未満 ×50/100	8時間以上 ×75/100
区分3	750	10,90	2,040	4,080	6,130
区分2	588	8,175	1,600	3,200	4,800
区分1	486	6,409	1,320	2,640	3,970
療養介護対象者	2,380	5,297	6,480	12,970	19,450
遷延性意識障害者等	1,388	25,942	3,780	7,560	11,340

1. 要綱第4条第1項 障害者支援施設等で実施する場合

(単位:円)

程度区分	基本単位	契約単価	4時間未満 ×25/100	4時間以上8 時間未満 ×50/100	8時間以上 ×75/100
区分6	882	10,72	2,360	4,720	7,090
区分5	750	9,455	2,010	4,020	6,030
区分4	619	8,040	1,650	3,310	4,970
区分3	557	6,635	1,490	2,980	4,470
区分2	486	5,971	1,300	2,600	3,900
区分1	486	5,209	1,300	2,600	3,900
療養介護対象者	2,380	25,513	6,370	12,750	19,130
遷延性意識障害者等	1,388	14,879	3,710	7,430	11,150

(児童の場合)

程度区分	基本単位	契約単価	4時間未満 ×25/100	4時間以上8 時間未満 ×50/100	8時間以上 ×75/100
区分3	750	10,72	2,010	4,020	6,030
区分2	588	8,040	1,570	3,150	4,720
区分1	486	6,303	1,300	2,600	3,900
療養介護対象者	2,380	5,209	6,370	12,750	19,130
遷延性意識障害者等	1,388	25,513	3,710	7,430	11,150

1. 要綱第4条第1項 障害者支援施設等で実施する場合

程度区分	基本単位	契約単価	4時間未満 ×25/100	4時間以上8 時間未満 ×50/100	8時間以上 ×75/100
区分6	882	9,349	2,330	4,670	7,010
区分5	750	7,950	1,980	3,970	5,960
区分4	619	6,561	1,640	3,280	4,920
区分3	557	5,904	1,470	2,950	4,420
区分2	486	5,151	1,280	2,570	3,860
区分1	486	5,151	1,280	2,570	3,860
療養介護対象者	2,380	25,228	6,300	12,610	18,920
遷延性意識障害者等	1,388	14,712	3,670	7,350	11,030

(児童の場合)

程度区分	基本単位	契約単価	4時間未満 ×25/100	4時間以上8 時間未満 ×50/100	8時間以上 ×75/100
区分3	750	7,950	1,980	3,970	5,960
区分2	588	6,232	1,550	3,110	4,670
区分1	486	5,151	1,280	2,570	3,860
療養介護対象者	2,380	25,228	6,300	12,610	18,920
遷延性意識障害者等	1,388	14,712	3,670	7,350	11,030

1. 要綱第4条第1項 障害者支援施設等で実施する場合

程度区分	基本単位	契約単価	4時間未満 ×25/100	4時間以上8 時間未満 ×50/100	8時間以上 ×75/100
区分6	882	10,36	2,280	4,560	6,850
区分5	750	7,770	1,940	3,880	5,820
区分4	619	6,412	1,600	3,200	4,800
区分3	557	5,770	1,440	2,880	4,320
区分2	486	5,034	1,250	2,510	3,770
区分1	486	5,034	1,250	2,510	3,770
療養介護対象者	2,380	24,656	6,160	12,320	18,490
遷延性意識障害者等	1,388	14,379	3,590	7,180	10,780

(児童の場合)

程度区分	基本単位	契約単価	4時間未満 ×25/100	4時間以上8 時間未満 ×50/100	8時間以上 ×75/100
区分3	750	7,770	1,940	3,880	5,820
区分2	588	6,091	1,520	3,040	4,560
区分1	486	5,034	1,250	2,510	3,770
療養介護対象者	2,380	24,656	6,160	12,320	18,490
遷延性意識障害者等	1,388	14,379	3,590	7,180	10,780

1. 要綱第4条第1項 障害者支援施設等で実施する場合

(単位:円)

程度区分	基本単位	契約単価	4時間未満 ×25/100	4時間以上8 時間未満 ×50/100	8時間以上 ×75/100
区分6	882	8,978	2,240	4,480	6,730
区分5	750	7,635	1,900	3,810	5,720
区分4	619	6,301	1,570	3,150	4,720
区分3	557	5,670	1,410	2,830	4,250
区分2	486	4,947	1,230	2,470	3,710
区分1	486	4,947	1,230	2,470	3,710
療養介護対象者	2,380	24,228	6,050	12,110	18,170
遷延性意識障害者等	1,388	14,129	3,530	7,060	10,590

(児童の場合)

程度区分	基本単位	契約単価	4時間未満 ×25/100	4時間以上8 時間未満 ×50/100	8時間以上 ×75/100
区分3	750	7,635	1,900	3,810	5,720
区分2	588	5,985	1,490	2,990	4,480
区分1	486	4,947	1,230	2,470	3,710
療養介護対象者	2,380	24,228	6,050	12,110	18,170
遷延性意識障害者等	1,388	14,129	3,530	7,060	10,590

1. 要綱第4条第1項 障害者支援施設等で実施する場合

(単位:円)

程度区分	基本単位	契約単価	4時間未満 ×25/100	4時間以上8 時間未満 ×50/100	8時間以上 ×75/100
区分6	882	8,820	2,200	4,410	6,610
区分5	750	7,500	1,870	3,750	5,620
区分4	619	6,190	1,540	3,090	4,640
区分3	557	5,570	1,390	2,780	4,170
区分2	486	4,860	1,210	2,430	3,640
区分1	486	4,860	1,210	2,430	3,640
療養介護対象者	2,380	23,800	5,950	11,900	17,850
遷延性意識障害者等	1,388	13,880	3,470	6,940	10,410

(児童の場合)

程度区分	基本単位	契約単価	4時間未満 ×25/100	4時間以上8 時間未満 ×50/100	8時間以上 ×75/100
区分3	750	7,500	1,870	3,750	5,620
区分2	588	5,880	1,470	2,940	4,410
区分1	486	4,860	1,210	2,430	3,640
療養介護対象者	2,380	23,800	5,950	11,900	17,850
遷延性意識障害者等	1,388	13,880	3,470	6,940	10,410

＜利用者負担＞

1. 要綱第4条第1項 障害者支援施設等で実施する場合

程度区分	4時間未満	4時間以上8時間未満	8時間以上
区分6	220	450	680
区分5	190	380	580
区分4	160	320	480
区分3	140	280	430
区分2	120	250	370
区分1	120	250	370
療養介護対象者	610	1,230	1,840
遷延性意識障害者等	350	710	1,070

(児童の場合)

程度区分	4時間未満	4時間以上8時間未満	8時間以上
区分3	190	380	580
区分2	150	300	450
区分1	120	250	370
療養介護対象者	610	1,230	1,840
遷延性意識障害者等	350	710	1,070

(別記5)

伊丹市機能訓練事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、障害者に身体機能の維持・向上または生活能力の維持・向上をはかるために必要な訓練等のサービスを提供すること、自立した日常生活または社会生活を営むことができるようになることを目的とする。

(対象者)

第2条 この機能訓練事業(以下「事業」という。)の対象者は、市内に居住地を有する18歳以上の身体障害者及び難病等による障害を有する者であつて、法第5条13項に規定する自立訓練事業の標準利用期間を経過したにもかかわらず、さらなる訓練により身体機能の維持・向上が認められ、かつ訓練意欲があると認められる者とする。但し介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による介護給付を受けることができる者は除く。

(事業の実施)

第3条 事業は、市内で指定自立訓練(機能訓練)事業を行う社会福祉法人に委託することにより実施する。

(事業の内容)

第4条 事業は、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談その他必要な支援を行う。

2 事業を利用している時間は、居宅介護サービス等その他の障害福祉サービス等は利用できない。(利用定員及び職員等の配置等)

第5条 利用定員及び職員等の配置は、事業の委託を受けた者(以下「事業者」という。)が適切なサービス提供を行えるものでなければならない。

(利用申請)

第6条 事業を利用しようとする障害者等は、伊丹市機能訓練事業利用登録申請書(様式1号)を市長に提出するものとする。

(利用決定等)

第7条 市長は前項の申請を受理した時は、その内容を審査し、利用の可否を決定し、その旨を伊丹市機能訓練事業決定(却下・取消)通知書(様式2号)により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は前項によりサービス提供の決定を行ったときは、機能訓練事業利用者証(様式第3号)を交付するものとする。

4 利用期間は原則として利用決定のあつた日から起算して1年とし、利用の延長は妨げない。

3 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の決定を取り消すことができる。

(1) 利用者が市外に転出したとき。

(2) 利用者が虚偽の申請その他不正な手段により利用の決定を受けたとき。

(3) 第11条に規定する利用料を滞納したとき。

(利用回数)

第8条 第4条第1項の利用は、原則として1月につき5回以内とする。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときはこの限りではない。

(利用料の負担)

第9条 事業を利用する者は1回につき600円を負担しなければならない。

2 前項に規定する利用料のほかに、送迎サービス等に係る費用は、利用者が負担しなければならない。

3 市長は、利用者及びその属する世帯が生活保護法(昭和24年法律第144号)に基づく生活扶助を受けている世帯および市町村民税非課税世帯にあっては、利用料の全額を免除する。

(事業の実施にかかる費用)

第10条 事業の実施にかかる費用は別途委託契約により支払うこととする。

(帳簿の整備等)

第11条 事業者は、利用期間中の障害者の生活状況を明らかにできる記録を整備しておくものとする。

2 市長は、事業を適正に実施するため、事業者が行う業務の内容を定期的に調査し、必要な措置を講ずるものとする。

(守秘義務)

第12条 事業者は、利用者等の身上及び家族に関して知り得た秘密を守らなければならない。

(関係機関との連携)

第13条 市長は、この事業の目的を達成するため、関係行政機関・関係団体等と緊密に連携を図り、この事業の円滑な推進に努める。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。